

## 優良運転者の表彰要領の制定について

例規（交総・監）第39号  
令和2年9月16日  
千葉県警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、交通安全功労者等の表彰要綱の制定について（昭和59年例規（交企・監）第10号）は、廃止する。

別添

### 優良運転者の表彰要領

#### 第1 趣旨

この要領は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に定める事業用自動車の運転従事者（以下「運転従事者」という。）に対して、千葉県警察の表彰に関する訓令（平成2年本部訓令第1号）に基づき行う表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 表彰の種別

表彰の種別は、次のとおりとする。

- (1) 本部長感謝状
- (2) 交通部長感謝状

#### 第3 表彰基準

県内に所在する事業所及び団体（県内に居住する個人事業主を含む。以下「事業所等」という。）の運転従事者のうち、人格、識見ともに優れ、他の運転者の模範となり、安全運転の推進に多大な功労があるもので、それぞれ次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

##### (1) 本部長感謝状

- ア 事業用自動車の運転経験が継続して15年以上であること。
- イ 優良運転者として交通部長感謝状を受賞し、5年以上経過していること。
- ウ 過去10年以内に罰金以上の刑に処せられていないこと。
- エ 過去10年以上無事故、無違反（反則行為を含む。）であること。
- オ 過去10年以内に同一表彰を受けていないこと。

##### (2) 交通部長感謝状

- ア 事業用自動車の運転経験が継続して10年以上であること。
- イ 過去5年以内に罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ウ 過去5年以上無事故、無違反（反則行為を含む。）であること。
- エ 過去10年以内に同一表彰を受けていないこと。

#### 第4 感謝状の授与

本部長感謝状にあつては「千葉県交通安全県民大会」開催時に、交通部長感謝状にあつては所属長を通じて受賞者に授与する。

#### 第5 表彰の上申等

- 1 所属長は、表彰候補者の推薦を事業所等に依頼するときは、優良運転者の推薦依頼について（別記第1号様式）により行うものとする。
- 2 所属長は、事業所等から推薦を受ける場合には、優良運転者推薦書（別記第2号様式）を提出させるとともに、次に掲げる書類を添付させるものとする。
  - （1）被推薦者の履歴書
  - （2）被推薦者の運転免許証の写し
  - （3）自動車安全運転センター発行の無事故無違反証明書
- 3 所属長は、前2による推薦を受けた場合には、前記第3の表彰基準（以下「表彰基準」という。）に該当するか否か確認を行った上、本部長感謝状にあつては優良運転者表彰上申書（本部長感謝状）（別記第3号様式）、交通部長感謝状にあつては優良運転者表彰上申書（交通部長感謝状）（別記第4号様式）により、交通部交通総務課長を経由して、本部長又は交通部長に候補者を上申するものとする。

#### 第6 表彰の審査

表彰の審査は、所属長から上申のあった候補者について表彰基準により行うものとする。

#### 第7 表彰の制限

表彰を受けるべき者が、表彰基準に該当しないことが判明したとき、又は社会通念上表彰することが適当でないと認められるときは、表彰を行わないことができる。

#### 第8 表彰後の留意事項

- 1 所属長は、管内の受賞者を把握するため、受賞者名簿を作成し保管しておくこと。
- 2 所属長は、管内の受賞者と意見交換を行い、継続して警察活動に協力が得られるよう努めること。
- 3 所属長は、受賞者に対し、引き続き交通法令の遵守及び安全運転を励行し、他の運転者の模範となるよう協力を依頼すること。

以下様式省略